



環境省報道発表

令和4年5月20日（金）

令和4年度「環境の日」及び「環境月間」の取組について

環境基本法（平成5年施行）では、6月5日を「環境の日」と定めており（※）、環境省では毎年、この日を含む6月を「環境月間」として、様々な取組を実施しています。今年度は、「環境の日」の認知度向上及び環境問題への更なる意識向上を目的に、各種メディアやSNSを通じた情報発信等の新たな取組を行う予定です。また、環境の保全に関する普及・啓発のため、関係府省庁、地方公共団体等に、各種行事の開催を呼びかけています。

※1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもの。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めています。

【添付資料】

- ・ 別添1 「環境の日」特別ライティング実施予定施設
（※ 「環境月間」の詳細は以下のURLから参照してください。）
<https://www.env.go.jp/guide/envmonth/>

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省大臣官房総務課広報室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8213
室 長：沼田 正樹（内線 6081）
専 門 官：久留米 淳子（内線 6082）
係 長：小西 美代（内線 6085）
担 当：松本 浩志（内線 6086）

① 「#環境の日はグリーン」

「環境の日」における新しい取組の一つとして、環境の日の認知度向上及び環境問題への更なる意識向上を目的に、「#環境の日はグリーン」を6月5日に日本全国で展開します。

(1) 特別ライティング

環境の日において、日本全国のライトアップを実施しているランドマーク約 250 施設に協力いただき、環境について想起させる「グリーン」の特別ライティングを実施いただきます。

実施予定施設は別添 1 をご参照ください。

(2) ハッシュタグ企画

SNS 上のフォトグラファーにも協力いただき、ハッシュタグ「#環境の日はグリーン」と付けて日本各地の参画施設の写真を SNS (Twitter、Instagram) に投稿いただくことで、本企画の趣旨・目的を知っていただく契機とします。

② 省略

以上